

下記の賃貸借について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝 平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

危原第51号

(2) 業務名

静岡県原子力発電所緊急時連絡網整備機器（更新）賃貸借

(3) 業務場所

静岡県庁他

(4) 業務概要

原子力発電所の緊急時に備えて、国及び周辺市町等と連絡を取るためのTV会議、IP電話、IPファクシミリ等通信機器の賃貸借

(5) 賃貸借期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札説明書等で示した業務について履行できる能力を有した者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）
第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）
が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力

団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、3(2)及び3(3)に掲げる事項を確認できる書類を令和3年8月20日(金)午後5時までに入札関係書類の交付場所に提出しなければならない。

5 入札関係書類を示す場所等

(1) 入札関係書類の交付期限及び提出書類の提出期限

令和3年8月20日(金) 午後5時まで

(2) 入札関係書類の交付場所及び提出書類の提出場所並びに問い合わせ先

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県危機管理部原子力安全対策課 電話054-221-3735

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和3年8月24日(火) 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札書に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 静岡県財務規則第44条の規定に該当する入札書

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 照会窓口は、静岡県危機管理部原子力安全対策課（電話054-221-3735）とする。
- (3) この公告に係る契約は、長期継続契約であり、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、静岡県は当該契約を解除することができる。